

一般社団法人

いしかわみらい共創会議 定款

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 当法人は、一般社団法人いしかわみらい共創会議と称する。

（事務所）

第 2 条 当法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 当法人は、いしかわ中央圏（金沢市・かほく市・白山市・内灘町・津幡町・野々市町の 3 市 3 町を中心に構成する地域）の持続的な発展のために、地域特性を活かした圏域の一体的な振興に資するとともに、魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （ 1 ） いしかわ中央圏の活性化のためのイベントの企画・運営等に関する事業
- （ 2 ） いしかわ中央圏内外の交流・連携活動に係る情報交換、情報収集及び情報発信に関する事業
- （ 3 ） いしかわ中央圏内の地域資源を活かした地域振興に関する事業
- （ 4 ） 広報啓発活動並びに要望活動に関する事業
- （ 5 ） 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第 3 章 社 員

（法人の構成員）

第 5 条 当法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- （ 1 ）正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- （ 2 ）賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- （ 3 ）名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

（社員の資格の取得）

第 6 条 当法人の社員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年 6 月末日までに、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退社）

第 8 条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

（除名）

第 9 条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。

（社員資格の喪失）

第 10 条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （ 1 ）第 7 条の支払義務を 2 回以上履行しなかったとき
- （ 2 ）総社員が同意したとき
- （ 3 ）当該社員が死亡し、又は解散したとき

第 4 章 社員総会

(権限)

第 1 1 条 社員総会は、第 5 条に定める正社員をもって構成し、法律に規定する事項及び次の事項に限り、決議することができる。

(招集)

第 1 2 条 当法人の当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後 2 か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

3 総社員の議決権の 1 0 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

4 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、社員全員の同意があるときはこの限りではない。

(議長)

第 1 3 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第 1 4 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 1 5 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び清算終了までの継続
- (7) 合併
- (8) その他法令で定められた事項

（議事録）

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

（役員の設置）

第17条 当法人に、次の役員を置く。

（1）理事 3名以上9名以下

（2）監事 1名以上3名以下

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

（役員の選任）

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、副理事長は理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第21条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の理事及び監事の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された監事の任期については、他の監事の残任期間が2年に足りないときは、第2項によるものとする。

（役員の解任）

第22条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第23条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で支給することができる。理事が複数ある場合の各理事の報酬等の額は、社員総会の定める総額の範囲内において各理事の協議により決定する。

2 監事に対する報酬等は、社員総会において定める総額の範囲内で、支給することができる。

第6章 理事会

（構成）

第24条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって組織する。

（権限）

第25条 理事会は、次の職務を行う。

（1）当法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長及び副理事長の選定及び解職

2 理事長及び副理事長は、毎年6月及び3月に開催される理事会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

（招集）

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間主たる事務所に備え置く。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第30条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書面又は電磁的記録を作成して定時社員総会に提出又は提供し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号乃至第5号については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の書面又は電磁的記録及び監査報告を、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第 8 章 基 金

(基金)

- 第 3 1 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集を行うことができる。
- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 2 3 6 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 3 1 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第 3 2 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 1 0 章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 3 3 条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第 1 1 章 附 則

(最初の事業年度)

- 第 3 4 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時役員)

- 第 3 5 条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事：向井 隆郎
設立時理事：平村 雄介
設立時理事：浦 崇典
設立時理事：家出 篤史
設立時理事：西 健太郎
設立時理事：生田 康晴
設立時理事：中島 史享
設立時代表理事：向井 隆郎
設立時監事：戸口 秀一

（設立時社員の氏名及び住所）

第36条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所：石川県金沢市弥勒町口70番地3
設立時社員：向井 隆郎

住 所：石川県河北郡津幡町字津幡ハ36番地1
設立時社員：平村 雄介

住 所：石川県金沢市畝田中1丁目152番地
設立時社員：浦 崇典

住 所：石川県小松市大領町ね1番地7
設立時社員：家出 篤史

住 所：石川県金沢市もりの里1丁目154番地
設立時社員：西 健太郎

住 所：石川県河北郡内灘町字宮坂ハ3番地1
設立時社員：生田 康晴

住 所：石川県金沢市本町1丁目2番56号
設立時社員：中島 史享

住 所：石川県河北郡津幡町字能瀬ホ6番地8
設立時社員：戸口 秀一

(法令の準拠)

第 3 7 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人いしかわみらい共創会議設立のため、設立時社員 向井隆郎、平村雄介、浦崇典、家出篤史、西健太郎、生田康晴、中島史享、戸口秀一、の定款作成代理人行政書士向井隆郎は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 2 3 年 5 月 3 1 日

設立時社員 向井 隆郎
設立時社員 平村 雄介
設立時社員 浦 崇典
設立時社員 家出 篤史
設立時社員 西 健太郎
設立時社員 生田 康晴
設立時社員 中島 史享
設立時社員 戸口 秀一

上記設立時社員の定款作成代理人

石川県金沢市弥勒町口 7 4 番地 5
行政書士 向井 隆郎